

第1編 総則

第 1 節 計画の目的及び構成

第 1 計画の目的

この計画は、災害基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、朝日村防災会議が作成する計画であって、村、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連を持って、村における災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村の土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第 2 計画の構成

本計画は、現実の災害への対応に即した構成としており、第 1 編の総則に続いて、第 2 編を震災対策編、第 3 編を風水害対策編とし、それぞれ災害に対する予防、応急、復旧・復興のそれぞれの段階における諸施策及び村・県・防災関係機関・住民の役割分担を示した。また、第 4 編以降、雪害、航空、道路、鉄道、危険物、大規模火災、林野火災、火山災害、原子力災害について特記すべき事項を示し、第 13 編では、資料編として、本計画に必要な関係資料を掲げた。

第2節 防災の基本方針

第1 防災の基本方針

朝日村は北アルプスと、中央アルプスの接点に位置する鉢盛山（2,447m）を背にして、東北にゆるく傾斜面を描きつつ、扇状に台地が広がり総面積 70.62km²、うち山林が総面積の約 87%を占めている。地質的には洪積層（平地）と、塊状砂岩層（山林）からなり、村の中央を流れる鎖川兩岸の段丘の他は平坦であり、山林については、急しゅんな山も一部見られるが地形的な複雑さはない。

土地利用計画面積

区 域	行 政 区 域	都 市 計 画 区 域	農 業 振 興 区 域
面 積	70.6km ²	無	5.98km ²

交通機関は車に頼らざるを得ず、村内には一般県道、村道が縦横に走っている。松本平の幹線道路である一般国道 19 号線及び長野自動車道塩尻インターチェンジまで約 20 分、また、松本空港（愛称：信州まつもと空港）まで 15 分である。平成 7 年 7 月、信越北陸地方を襲った集中豪雨により、北安曇郡小谷村の主要幹線道路が土砂崩れ等で寸断され、孤立化し、住民や観光客をヘリコプターで救出した事例があるが、本村においては、道路寸断による完全孤立化は考えにくい。しかし、村の中央を流れる鎖川が異常豪雨により増水した場合や、地震により橋梁が倒壊する可能性もあり、その場合、村が南北に分断されるおそれがある。

村の中央を流れる一級河川（鎖川）や、村内各所の準用河川（野俣・中俣沢等）は過去の災害発生状況から、年次計画により砂防施設や帯工による河川整備が進められている。また、村の主要道としての県道、幹線村道等は、着実に整備が進められている。

立地的には、松本市、塩尻市に隣接し、松本地域振興局管内における相互援助はもとより、平成 8 年 4 月 1 日から施行された長野県市町村災害時相互応援協定を踏まえ、近隣市町村と連携を密にした多様な面から最大限の防災体勢を構築するものである。

近年の国・県下の災害の状況として、平成 23 年 3 月には東日本大震災、長野県北部の地震、同年 6 月には長野県中部の地震が発生し、平成 26 年には、本村にも被害の及んだ記録的な大雪に、御嶽山噴火による火山災害、長野県神城断層地震の発生等、想定外の様々な災害が発生している。こうした想定外の災害に直面した場合に、被害を減らすための体制構築のための課題をきめ細かく抽出・整理し、十分な検討を重ね、一層の防災体勢の強化に努める必要がある。

1 行政及び住民の義務

村は国、県、防災関係機関等との緊密な連帯のもと人命の安全を第一に防災施設・設備の整備を促進するとともに、防災組織の充実と住民の防災意識の高揚、防災知識の向上を図る。具体的には、あらゆる機会を利用して住民に対し、地域ごとに防災訓練を実施しつつ、自主防災会の育成を図っていく。また、住民は「自らの命は自らが守る」との認識にたって、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には地域・職場・家庭等において各種災害を念頭に、自主防災会を通じた近隣等との協力・連帯のもと、その実態に応じた防災対策を常に自ら講ずる。

2 防災対策の大綱

朝日村は鉢盛山を背にしてなだらかな扇状に広がっており、年間降水量も 1,500 mm を超えることはないが、土砂災害警戒区域は村内に多数あり、常に安全ということはない。また、朝日村に影響があるとされる内陸性の地震が発生した際の各種施設や建物の損壊等直接的被害の発生はもちろん、二次災害として火災による被害が懸念される。

(1) 地震

地震調査研究推進本部の評価では、糸魚川—静岡構造線における牛伏寺断層を含む区間において、今後M（マグニチュード）8程度の地震が発生する可能性が高いとされている。そうした大規模直下型地震を想定し、今後も地震対策の強化に努める。

(2) 土石流

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、異常豪雨により土石流が発生し、被害を受けている事例が多い。砂防施設は、鎖川をはじめ、野俣沢、中俣沢、檜俣沢、外山沢等の帯工、砂防堰堤、護岸整備等ハード対策が年次計画で進められている。ソフト対策として危険箇所の把握とパトロールの強化、住民に対する防災意識の啓発を進めていく。

(3) 治山・治水

治山、治水対策については、災害時に、国、県の協力を得て最大限の努力を傾注してきたところである。今後とも計画的に実施する。

(4) 火山

焼岳や御嶽山などの活火山については、気象庁が 24 時間体制で常時観測を続けている。噴火の規模によっては本村にも降灰等の被害が及ぶ危険性があるので、その動向を想定した体制整備が必要である。

(5) 火災

本村には木造住宅が多く、住宅火災による被害が生じる危険性が考えられる。また、過去に大きな山林火災はないものの、林野面積が総面積の約 87%を占め、そのすべてに監視体制をとるのは難しく、関係機関との連携により予防対策については一層の強化を図っていく。

また、平素の火災予防運動を通じ防火思想の普及に努めるとともに消防組織の充実、消防施設の整備等、消防力の強化を推進するほか、平成 8 年 2 月 14 日に締結された長野県消防相互応援協定に基づき、災害発生時における最大限の防火措置を講ずる。

(6) 全般

災害の際、その被害を最小限にとどめるには、何より住民一人一人の日ごろからの備えと災害時の適切な行動が肝心であり、あらゆる機会を利用して住民に対し、防災知識の普及、意識の高揚を図っていく。

なお、災害が発生した場合には、この計画の定めるところにより、防災関係機関の協力を得て、所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。そのため、総合防災訓練等を実施し、防災活動における実践的能力の醸成を図る。また、民生の安定、社会経済活動の早期回復、二次災害の発生防止のため、被災施設の迅速かつ適切な復旧を図る。

第 2 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、国、県の防災方針、村の情勢を勘案して、必要があると認められるときは速やかにこれを修正する。

第 3 計画の周知徹底

本計画を円滑かつ的確に運用するため、村職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として周知徹底を図る。

第3節 朝日村の地勢と災害要因、災害記録

第1 自然的条件

朝日村は本州のほぼ中央、長野県松本平の西南端に位置し、東は塩尻市、北は松本市、山形村、西に松本市、南に木祖村と境を接し、3,000m級の山峰を連ねる北アルプスと中央アルプスの接点に位置する鉢盛山(2,447m)を背にして、東北にゆるく傾斜しつつ扇状に台地が広がり、東西15.84km南北9.89km、総面積70.62km²で、その約87%は山林であり、平坦地は標高740mから900mに展開している。

鎖川は鉢盛山から流れ出す野俣沢と、箱抜きから流れ出す中俣沢、橋戸から流れ出す檜俣沢の3つの川が三俣で合流し、さらに舟ヶ沢を併せて東流し、小野沢付近から流路を北に変えて朝日村を横断している。

本村の土壌は、火山灰土層と、鎖川の氾濫原による洪積層、山麓系斜面の崖錐性堆積物に分けられる。火山灰土層は、波田ロームとも呼ばれる風成層で御嶽・乗鞍岳火山の噴火による降灰とされ、波田礫層を厚く覆っている。その火山灰土層は「くろべ」と呼ばれ、上部に腐植層を持ち、地形的には古見原・西洗馬原等の扇状地を広く覆い、村の野菜生産地となっている。地質的には、主に塊状砂岩層(山地)と洪積層(平地)からなり、鎖川の兩岸の段丘及び山地は起伏が大きく複雑であるがその他は地形的複雑さはない。

1 位置

	所在地	北緯	東経	海拔
朝日村役場	東筑摩郡朝日村古見 1555-1	36° 1' 31"	137° 87' 04"	824m

2 気候

本村の平均気温の年平均は10℃前後で最高33℃、最低-14℃と準高冷地の気候を示している。

降雨量は一般に少ない内陸型で、年間1,500mmを超えることはなく、気候は内陸性気候(中央高地式気候)で、昼と夜の温度差が大きい。

降雪は、11月中旬から翌年の3月中旬までで、降雪量は30cm前後で、結霜は10月中旬から翌年5月上旬の間に見られる。

3 自然条件に見る災害要因

朝日村は総面積の約87%が山林であり、土石流の発生する危険性のある河川は少ない。しかし近年の砂防事業により、鎖川の護岸改修や河床整備、野俣沢、中俣沢、檜俣沢等の砂防堰堤整備等の災害対策が進められている。

以上の点より土石流による大災害の危険は少ないと考えられるが、異常豪雨に見舞われた際、これらの河川の警戒が必要である。河川近くには民家も点在しており、重大な二次災害に至る危険性を考えておかなければならない。

鎖川の兩岸には段丘があり民家に接している。林野の荒廃は貯水機能が低下し、土砂崩れや地滑り、水害の要因となるため十分に注意したい。

以上、本村の地域性を踏まえた上で、懸念される災害要因としては、次のものが考えられる。

(1) 地震の可能性

県域的には、火山帯に加えて、我が国を代表する2本の構造線（糸魚川—静岡構造線、中央構造線）が走っており、平成8年9月の政府の地震調査研究推進本部の発表によれば、大規模直下型地震が想定される牛伏寺断層を含む糸魚川—静岡構造線活断層系の地震等により本村への被害が予想される。

最近では、平成23年6月30日に発生した長野県中部の地震において、松本市を中心とした震度5強の地震が発生している。さらに大規模な直下型地震が起これば、本村においても多大な被害が及ぶ可能性は十分にあるといえる。

朝日村の地質構造には、大きく地形を支配するような断層は見られないが、山地と平地との境目は中央地溝帯（フォッサマグナ）の西縁である糸魚川—静岡構造線にも沿っており、本村への被害も予想される。

(2) 流出土砂の生産源

朝日村内の地層は、洪積層（平地）と塊状砂岩層（山林）で構成されており、いずれも脆弱な地質とはいえませんが、土砂の生産源として考えられる。

(3) 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

本村には土砂災害警戒区域又は特別警戒区域が31箇所、急傾斜地崩壊危険区域が48箇所存在しているため、異常豪雨時には周辺の集落での被害が予想される。

(4) 前線の影響による豪雨

梅雨期、秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南海上から流入する暖湿気流によって前線活動が活発になり大雨を降らせることがあり、水害の直接の要因となる。特に梅雨期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(5) 台風の進路による影響

長野県の位置と地形のもつ条件により、台風の接近、通過は各所に風水害をもたらす。年間降水量の少ない本村においても、台風による風水害に見舞われることは考えられる。

(6) 林野火災

林野面積は総面積の約87%。過去に大きな林野火災はないが、林野の荒廃は災害にもつながる。

(7) 焼岳の活動

大正13年の大噴火によって本村へ降灰の被害をもたらした焼岳。平常でも噴気活動が盛んである。

(8) 御嶽山の活動

平成26年9月の噴火（水蒸気噴火）の噴石等により、多大な人的被害が発生した。また、火砕流や降灰も確認されており、降灰にいたっては、西側は岐阜県下呂市から東側は山梨県甲府市に至るまでの広範囲の発生が確認されている。

第2 社会的条件

1 人口

近年の本村の人口は減少傾向にある一方で、世帯数は増加傾向にあり、高齢者の単独世帯も増加傾向にある。令和7年8月1日においては、世帯数 1,554、総人口 4,221 人となっている。

2 産業

本村の基幹産業は、村の総面積の 7.2% (510ha) を占める農地に展開する農業である。しかし、近年の社会経済の環境変化に伴い、農業構造は大きく変化し、兼業化、高齢化が進み、若齢就農者は減少した。ただ、農業面においては、レタス、キャベツ、白菜等の高原野菜が定着し品質の向上と多収穫を実現している。商工業に関しては、小規模事業所が集落内に点在している。農業就農者の減少傾向が続く中で産業就業割合は第一次産業が 20.7%、第二次産業が 26.7%、第三次産業が 52.6%となっている。

3 交通

本村の道路は、県道新田松本線、県道御馬越塩尻停車場線、県道土合松本線を基幹として、各集落を縦横に結ぶ村道針尾幹 2 号線等が住民の生活基盤を形成し村外への連絡道となっている。道路整備は、計画により毎年進められているが、今後は交通安全施設の整備も併せて進める必要がある。農道においては、県営畑地帯総合整備事業により平成 22 年に改良整備が完了している。

4 社会的条件に見る災害の要因

災害の発生の原因は、自然的要因が主であるが、ある種の社会的要因が自然的諸要因と相関して、災害の発生の原因を成熟し、あるいは災害を拡大させる方向に作用することもある。

社会的条件の現状に起因した災害の発生あるいは拡大の要因としては次のことが挙げられる。

(1) 住宅密集と人口集中

集落地に人口が集中していることは、警戒、避難情報の収集伝達を容易にする反面、一度災害が発生した場合にはそれだけ住宅、住民に被害が出やすい。とりわけ、地震の二次災害としての火災の恐ろしさは、阪神淡路大震災・東日本大震災に見られるとおりである。住民一人ひとりの日常の火元の点検等の改善及び消防・防災対策の一層の強化が重要である。

特に火災が発生した場合、住民の多くが住宅敷地内に灯油、プロパンガス等を所有していること、木造住宅が多いこと、老朽化した建物が多いことが、災害の拡大を招く要因となりうる。

さらに、高齢化等による要配慮者（※）の増加、生活圏の広域化による昼間の村内の人手不足も災害を大きくする要因となりうる。

（※要配慮者：女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者の総称）

(2) 災害危険区域の居住

本村の住民の大半は平坦な地域に居住しているため、特記すべき箇所はないが、土砂災害警戒区域内及び区域周辺、危険溪流付近に居住している住民は、土砂崩れや土石流、水害に巻き込まれる危険性も考えられる。

(3) 広域災害時の孤立化と交通渋滞

地震が発生し、村内の基幹道路等が通行不能になった場合、交通渋滞が発生することは考えられるものの、完全孤立状態になる地区が現れる危険性は考えにくい。しかし、本村の中央を鎖川が流れているため、異常豪雨等による河川増水や地震で、橋梁が倒壊する危険性は考えられ、それぞれの地区における災害を想定した避難路の確保・確認が必要である。

(4) 林野の荒廃

林野経営面から見た場合、小規模な民有林が多く、また村外者が所有する林野もあり、必ずしも管理は行き届いていない。また、森林の伐採、地域開発のための工事等は、山の保水力を減少させ、土砂崩れ等の誘因となり、水害の要因となる。

5 主な災害記録

(1) 建物火災

火災年月日	火災箇所	被害状況
昭和 29 年 2 月	原新田	4 戸全焼
昭和 38 年 12 月	中組	西洗馬公民館全焼
昭和 52 年 2 月	旧小学校校舎	日本コンデンサー朝日工場全焼
昭和 56 年 3 月	役場倉庫	全焼
昭和 60 年 1 月	西洗馬	西洗馬信濃産業全焼
平成 24 年 1 月	古見	東京電力新信濃変電所コンデンサー火災
平成 27 年 3 月	下組	住宅 3 戸全焼、作業場全焼
平成 29 年 3 月	三ヶ組	作業棟全焼
令和 2 年 10 月	大石原	住宅 1 戸全焼
令和 7 年 1 月	新田下	住宅 1 戸全焼、1 戸半焼

(2) 風水害

災害年月日	被害地域及び被害状況
昭和 20 年 10 月	☆秋雨災害 堤防欠壊 1 万 m (12 箇所)、橋梁流失 7 箇所、住宅流失 4 棟、倉庫流失 4 棟、公共建物流失 6 棟、山林原野流失 30 町歩 畑流失 10 町歩、水田流失 15 町歩、水田冠水 30 町歩 <復旧：住民の手による復旧（延べ 27,182 人）>
昭和 34 年 9 月	☆伊勢湾台風（台風第 15 号） 住宅全壊 3 棟、半壊 12 棟、非住宅全半壊 15 棟、罹災者 63 人 被害額 570 万円 堤防欠壊 3 箇所 被害額 90 万円 農作物 363ha 被害額 3,177 万円 林務関係 被害額 76 万円

災害年月日	被害地域及び被害状況
昭和 36 年 9 月 16 日	☆第二室戸台風 家屋被害大
昭和 57 年 9 月 10 日	☆豪雨災害（台風第 18 号） 古見区用水溜池欠壊・耕地埋没、舟ヶ沢・檜俣沢林道流失 他村内 80 箇所 被害総額 6 億円
昭和 58 年 9 月 28 日	☆豪雨災害（台風第 10 号） 日降水量（28 日）212 mm 針尾西沢・宮沢、西洗馬内山沢より土砂流出 被害総額 17 億円
昭和 59 年 6 月 26 日	☆梅雨災害 集落に近い山地斜面で崩落、一部土石流発生（人家被害無） ○古見 上古見八久保地籍 ○針尾 大尾沢地籍、天白様、宮沢中流右岸 ○西洗馬 三カ組入村
平成 11 年 6 月 29 日～30 日	☆豪雨災害（梅雨前線） 村道崩壊（入二 10 号線）、護岸崩壊（檜俣沢）、護岸欠損（内山沢） 住宅被害床下浸水 2 件 被害総額 3,300 万円
平成 18 年 7 月	☆豪雨災害（梅雨前線） 山腹崩落・護岸崩落 26 箇所、人的被害なし、住宅被害床下浸水 2 件 被害総額 1 億 6 千万円
平成 23 年 5 月 29 日	☆豪雨災害（台風第 2 号） 古川寺裏土砂流出、人的被害なし、村道及び沿道住宅敷地内へ土砂流出 土石流対策：治山堰堤を設置 全長 33m×高さ 5 m 工事費約 1,750 万円
平成 28 年 1 月 29～30 日	☆雨氷被害 山林における倒木被害 104.65ha 鳥獣被害防止柵破損 3 km 被害総額 15,000 万円
令和元年 5 月 29 日	☆豪雨災害（台風第 19 号） 人的被害なし、村道及び沿道住宅敷地内へ土砂流出 鎖川取水施設破損 頭首工復旧 全長 18m 工事費約 1,480 万円